

| | |
|--------------|--|
| (受理番号) 29-3 | (受理年月日) 平成29年7月31日 |
| 件名 要旨 | 陳 情 |
| | <p>香川県議会議員の海外視察のあり方の抜本的な見直しについて</p> <p>今回、テレビ番組で取り上げられた香川県議会議員の海外視察問題に対して、多くの県民から「公費でこんな贅沢旅行をしていたとは知らなかった」「香川県民として本当に恥ずかしい」「税金を払う気がなくなる」「ムダ遣いした県費を返還してほしい」などの怒りの声が沸き起こっている。</p> <p>この問題は、決して取り上げられた6名の議員だけの問題ではない。議員の公金意識、すなわち議員の基本姿勢を問う問題として、県民の厳しい目は、香川県議会の海外視察そのものに対しても向けられている。議員の皆さんも、今回の番組への反響の大きさを通して「議会の常識は、県民にとっての非常識であった」ことに気づかれたと思う。</p> <p>今こそ、香川県議会の海外視察のあり方を、少なくとも以下のような点を含め、抜本的に見直すときである。そして、その議論は非公開の検討委員会などではなく、県民に開かれた場で行われることを強く求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 必要性の議論：海外視察を計画するに当たり、県政に密接な関係があるかどうか、その成果は本当に県民に還元されるのか、という視察の必要性の視点、要する経費は適正か、多人数で参加する必要があるか、などの費用対効果の視点などから厳しく検討し、議員派遣を諮る議会には、それらを踏まえた詳しい資料を提出して、議会で十分に議論する機会を保障すること。 2 報告：視察の報告書は提出期限を決めて速やかに公表し、その視察に要した経費を含め、議会のホームページでも公開すること。視察後、速やかに、県民が参加できる視察報告会を開催すること。 3 検証：視察の成果が県政に反映され、県民に還元されるものであるかどうか、県民の意見を聴き、検証すること。 4 経費節減：地方自治法第2条第14項を遵守し、最少の経費で最大の効果を挙げるべく、航空機のビジネスクラスや高級ホテルなどの利用を控えて経費を節減すること。 |